# 阪神水道企業団公報

令和６年３月15日㈮
第381号

毎月15日発行


## 目　　次


◇訓　　令◇

○　阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程

◇管理規定◇

○　阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程

○　阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程

◇議会告示◇

○　阪神水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則

# ◇訓　　令◇

訓令第１号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和６年２月28日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団決裁規程（平成６年訓令第１号）の一部を次のように改正する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| 別表第３号（第８条関係） | 別表第３号（第８条関係） |
| 場長及び所長専決事項 | 場長及び所長専決事項 |
| １から８省略<br>９　１件1,000万円以下の工事（改良工事を除く。）、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその変更に関すること。ただし、総務課長及び経営管理課長の合議を必要とする。<br>10　１件1,000万円以下の工事（改良工事を除く。）、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。<br>11　省略<br>12　１件1,000万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定に関すること。ただし、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。 | １から８省略<br>９　１件250万円以下の工事（改良工事を除く。）、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその変更に関すること。ただし、総務課長及び経営管理課長の合議を必要とする。<br>10　１件250万円以下の工事（改良工事を除く。）、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。<br>11　省略<br>12　１件250万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定に関すること。ただし、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。 |

備考
１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この規程による改正後の阪神水道企業団決裁規程の規定は、令和６年度阪神水道企業団水道事業会計予算に係る工事、修繕及び業務委託並びに物件の調達及び物品の購入に関する事務の決裁（以下「工事等に関する事務の決裁」という。）について適用し、令和５年度以前の年度の阪神水道企業団水道事業会計予算に係る工事等に関する事務の決裁については、なお従前の例による。

# ◇管　理　規　程◇

阪神水道企業団管理規程第１号

阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和６年２月28日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| （工事施行手続）<br>第５条　工事施行課長は、工事を施行しようとするときは、工事（業務委託）起工書（以下「起工書」という。）に設計書（積算システムを用いて作成する設計書の場合は当該システムの様式とする。以下同じ。）、図面及び必要に応じて仕様書並びに計算書その他必要書類（以下「設計書等」という。）を添付して工事所管課長に送付し、内容の審査を受けて総務部経営管理課長（以下「経営管理課長」という。）及び総務部総務課長（以下「総務課長」という。）を経て企業長の決裁を受けなければならない。ただし、設計金額が1,000万円以下の工事（改良工事を除く。以下同じ。）については、起工書及び設計書等を工事所管課長へ送付して内容の審査を受けることを要しない。<br>（工事の契約）<br>第６条　省略<br>２　総務課長は、当該工事に係る請負人を決定したときは、工事請負契約書の写しを工事施行課長（設計金額が1,000万円を超える工事（改良工事を含む。以下同じ。）については工事施行課長及び工事所管課 | （工事施行手続）<br>第５条　工事施行課長は、工事を施行しようとするときは、工事（業務委託）起工書（以下「起工書」という。）に設計書（積算システムを用いて作成する設計書の場合は当該システムの様式とする。以下同じ。）、図面及び必要に応じて仕様書並びに計算書その他必要書類（以下「設計書等」という。）を添付して工事所管課長に送付し、内容の審査を受けて総務部経営管理課長（以下「経営管理課長」という。）及び総務部総務課長（以下「総務課長」という。）を経て企業長の決裁を受けなければならない。ただし、設計金額が250万円以下の工事（改良工事を除く。以下同じ。）については、起工書及び設計書等を工事所管課長へ送付して内容の審査を受けることを要しない。<br>（工事の契約）<br>第６条　省略<br>２　総務課長は、当該工事に係る請負人を決定したときは、工事請負契約書の写しを工事施行課長（設計金額が250万円を超える工事（改良工事を含む。以下同じ。）については工事施行課長及び工事所管課 |

| | |
|---|---|
| 長）に送付しなければならない。<br>（書類の審査）<br>第10条　工事施行課長は、請負人から工事着手届、工程表その他必要書類が提出されたときは、内容を審査し、これら書類の写しを工事所管課長に送付しなければならない。ただし、設計金額が1,000万円以下の工事については、この限りでない。<br>（完成延期）<br>第14条　省略<br>２　工事施行課長は、前項の規定による工期延期の申請の報告を受けたときは、設計金額が1,000万円以下の工事にあつては企業長の決裁を、設計金額が1,000万円を超える工事にあつては工事所管課長を経て企業長の決裁を受けなければならない。<br>（工事検収及び完成報告）<br>第15条　省略<br>２　工事施行課長は、前項の規定による検査を実施したときは、工事（業務委託）検収書（以下「検収書」という。）を作成し、設計金額が1,000万円以下の工事にあつては企業長の決裁を、設計金額が1,000万円を超える工事にあつては工事所管課長を経て企業長の決裁を受けなければならない。<br>（工事出来高報告認定書）<br>第17条　工事施行課長は、工事請負契約に基づく中間支払を要するものについては、工事出来高報告認定書（以下「認定書」という。）を作成して内訳書を添付し、設計金額が1,000万円以下の工事にあつては企業長の決裁を、設計金額が1,000万円を超える工事にあつては工事所管課長を経て企業長の決裁を受けなければならない。 | 長）に送付しなければならない。<br>（書類の審査）<br>第10条　工事施行課長は、請負人から工事着手届、工程表その他必要書類が提出されたときは、内容を審査し、これら書類の写しを工事所管課長に送付しなければならない。ただし、設計金額が250万円以下の工事については、この限りでない。<br>（完成延期）<br>第14条　省略<br>２　工事施行課長は、前項の規定による工期延期の申請の報告を受けたときは、設計金額が250万円以下の工事にあつては企業長の決裁を、設計金額が250万円を超える工事にあつては工事所管課長を経て企業長の決裁を受けなければならない。<br>（工事検収及び完成報告）<br>第15条　省略<br>２　工事施行課長は、前項の規定による検査を実施したときは、工事（業務委託）検収書（以下「検収書」という。）を作成し、設計金額が250万円以下の工事にあつては企業長の決裁を、設計金額が250万円を超える工事にあつては工事所管課長を経て企業長の決裁を受けなければならない。<br>（工事出来高報告認定書）<br>第17条　工事施行課長は、工事請負契約に基づく中間支払を要するものについては、工事出来高報告認定書（以下「認定書」という。）を作成して内訳書を添付し、設計金額が250万円以下の工事にあつては企業長の決裁を、設計金額が250万円を超える工事にあつては工事所管課長を経て企業長の決裁を受けなければならない。<br>（未完成報告書の提出）<br>第31条　工事施行課長は、工期が２年以上 |

| | |
|---|---|
| | にわたる工事については、各年度ごとにその完成高に対し、未完成報告書を作成して４月５日までに工事所管課長に送付しなければならない。ただし、設計金額が250万円以下の工事については、この限りでない。 |
| （工事費の精算）<br>第31条　工事施行課長は、改良工事（有形固定資産の建設（増設及び改良を含む。）をいう。）が完成したときは、阪神水道企業団財務規程（平成26年管理規程第3号）の定めるところにより工事費の精算を行わなければならない。 | （工事費の精算）<br>第32条　工事施行課長は、改良工事（有形固定資産の建設（増設及び改良を含む。）をいう。）が完成したときは、阪神水道企業団財務規程（平成26年管理規程第3号）の定めるところにより工事費の精算を行わなければならない。 |
| （準用）<br>第32条　この規程は、業務委託、測量、運搬及びこれに類する作業の実施について準用する。 | （準用）<br>第33条　この規程は、業務委託、測量、運搬及びこれに類する作業の実施について準用する。 |

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この規程による改正後の阪神水道企業団工事施行規程第５条、第６条、第10条、第14条、第15条及び第17条の規定は、令和６年度阪神水道企業団水道事業会計予算に係る工事から適用し、令和５年度以前の年度の阪神水道企業団水道事業会計予算に係る工事については、なお従前の例による。

阪神水道企業団管理規程第２号

阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和６年３月７日

阪神水道企業団

企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| （随意契約によることができる場合の額の範囲）<br>第25条の２　地方公営企業法施行令第21条の13第１項第１号の規定により随意契約によることができる場合の予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。<br>⑴から⑹まで　省略 | （随意契約によることができる場合の額の範囲）<br>第25条の２　地方公営企業法施行令第21条の14第１項第１号の規定により随意契約によることができる場合の予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。<br>⑴から⑹まで　省略 |

備考

１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

# ◇議　会　告　示◇

阪神水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年２月20日

阪神水道企業団議会
議長　山　口　由　美

阪神水道企業団議会告示第１号

阪神水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団議会会議規則（昭和42年２月27日議決）の一部を次のように改正する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| （委員会の審査又は調査期限）<br>第41条　議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。<br>２　省略 | （委員会の審査または調査期限）<br>第41条　議会は、必要があると認めるときは、委員会の付託した事件の審査または調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。<br>２　省略 |
| （請願の委員会付託）<br>第94条　議長は、請願文書表の配布とともに、請願を議会運営委員会に付託する。ただし、議長において議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。<br>２　前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認める請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 | （請願の委員会付託）<br>第94条　議長は、請願文書表の配布とともに、議長が特に必要があると認める請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 |
| （懲罰動議の審査）<br>第112条　懲罰については、議会は、第36条第３項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。 | （懲罰動議の審査）<br>第112条　懲罰については、議会は、委員会の付託を省略して議決することはできない。 |
| （会議録の記載事項）<br>第117条　会議録に記載する事項は、次のとおりとする。<br>⑴から⑶まで　省略<br>⑷　職務のため議場に出席した事務局職員<br>⑸から⒂まで　省略<br>２　議事は、録音の方法によつて記録する。 | （会議録の記載事項）<br>第117条　会議録に記載する事項は、次のとおりとする。<br>⑴から⑶まで　省略<br>⑷　職務のため議場に出席した職員<br>⑸から⒂まで　省略<br>２　議事は、速記法によつて速記する。 |

| | |
|---|---|
| （会議録の配布及び公開）<br>第118条　会議録は、印刷又は電子情報化して、議員及び関係者に配布するとともに、広く一般に公開する。 | （会議録の配布）<br>第118条　会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。 |

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。